

平成25年1月23日

平成23年（行ウ）17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告準備書面（23）

（被告沖縄市市長準備書面（6）（経済的合理性関係）に対する再反論）

原告ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明

同 鋸 口 崇

同 喜多 自然

同 栗 山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉦治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 堀 雅 博

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横 江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士 松本 徹意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

沖縄市市長準備書面（6）に対し反論を行う。なお、本準備書面に特に記載しないところについても、原告準備書面（12-2）等において既に主張したところが妥当することを前提としている。

第1、第1（原告ら準備書面（12-2）に対する認否反論）について

1、1頁（1）について

原告は、訴状、原告準備書面（12）及び同（12-2）等において具体的に宿泊需要予測等に関する沖縄市の計算方法や県の資料等の使い方を問題にして批判し、その計算手法の誤りや県資料の使い方の非科学性を具体的に論じた。原告は、沖縄市のいう「地方公共団体の事務は・・・将来に向けてのある程度の予測を前提とせざるを得ない性質を有する」こと自体を否定しているのでは

なく、その手法の非合理性、非科学性を批判し、その結果として発生する沖縄市の財政への悪影響のおそれを批判しているのである。

2、2頁（2）について

沖縄市による平成30年の沖縄県入域観光客数（850万人）の推計値自体の非科学性・非客観性については、既に繰り返し述べたとおりである。

被告沖縄市長は、平成21年から平成23年までの県入域観光客の実績値が沖縄市推計と乖離していることを認めつつも、将来については「増加していくことが予想される」としているが、平成24年の県入域観光客数実績値も沖縄市の推計699万人に対し実績値は583万人であってその差は116万人となっており、高い乖離を示している。沖縄市の入域観光客の「増加していくことが予想される」との記述は願望にすぎない。これから派生して沖縄市が予測している需要数値についても、既に繰り返し述べたとおり妥当とはいえない。

国民所得が低下し、経済不況が継続するなかで、国土交通省の今後のわが国の人口の推計に関しても2006年をピーク（12,774万人）に減少期に転じ、2020（H31）年頃は、約12,411万人に減少（363万人の減）することが予想される（甲B84）。このような状況も考慮し、科学的・客観的な予測が必要であるにもかかわらず、沖縄市は非科学的・主観的な予測に終始しているのである。

3、4頁アについて

争う。客観的には、観光客はもちろん市街地住民に関しても、本件埋立地に誘導することとなる。

4、4頁イについて

争う。市街地の既存宿泊施設と埋立地に建設が予定されている宿泊施設とが競合することは明白である。

5、6頁（ウ）について

外部資本の売上利益の相当割合はその本店に流れて行くのであり、仮に購買・消費需要が一定の枠内にあるとすれば、外部資本の売上分については現地資本の売上が落ち込むことになる。地元企業・商店の売上げの落ち込みは地元企業における経済活動の低下につながることは明らかである。

6、6頁（エ）について

原告は、「中心市街地以外に活性化をもたらす事業をしてはいけない」ことを主張しているわけではない。既述のとおり東部海浜開発事業自体の合理性が存在しない中で、強引に同事業を推進することは、「相乗効果の発揮」どころか、逆に中心市街地の不活性化の一因となるおそれが高いことを指摘しているのである。

第2、同第3（被告市長準備書面（6）7頁、被告沖縄市市長の主張）について

1、同1（需要予測と供給量の関係）について

争う。既述のとおり、原告は沖縄市の需要予測が非科学的、非客観的であり、妥当性がないことを指摘している。

2、同2（原状回復）について

被告市長は、原告が現地進行協議で説明した「原状回復」を批判しているが、この批判は、逆に被告市長が現在全国各地で行われている自然再生推進法等に基づく自然再生事業について無知であることを表している。過去の開発等により自然環境が破壊・劣化等された場所を改めて「再生」させることは、我が国のみならず諸外国においても行われている。「再生」事業のためにどの程度の費用を費やすか等については各地の状況により異なるが、自然環境が破壊・劣化等された場所の「再生」事業は一般的に可能とされている。

わが国の有名な事例としては、島根県中海・宍道湖「再生」事業がある。ここでは干拓事業が90%程度進行していたにもかかわらず、環境悪化のために事業の中止が決定され、出来上がっていた護岸が撤収され、ラムサール条約の登録湿地とされている（甲C84）。また、既に完成し長年供用されていた熊本県・荒瀬ダムは、環境への負荷が大きいため撤去されることになっている（甲C85）。これら構造物の撤去費用は国土交通省、農林水産省、環境省などが支出している。

被告市長は「泡瀬干潟再生」を「暴論」と主張しているが、上記の島根県中海・宍道湖の「再生」事業や熊本県・荒瀬ダム撤去事業、これら原状回復に向けた事業に予算を執行した政府の行為についても「暴論」と言うのだろうか。被告市長の見識を疑う。

本件埋立事業はこのように自然環境保全の方向で進む歴史的趨勢に反する事業である。貴重かつ希少な自然環境を有する泡瀬干潟はいったん破壊されたらその回復は至難である。「泡瀬干潟埋立推進」こそ暴論である。

原告は、この裁判に勝利して本件埋立工事が中止になれば、その後の対応として、自然再生推進法等に基づく泡瀬干潟・浅海域の再生を主張している。自然再生の手法には様々な意見があり、これについては工事が中止になった後の議論になる。

なお、自然再生推進法に関する資料として甲C86、87を提出しておく。

以上